



宮 崎 県 公 報

平成20年10月10日（金曜日）号外 第 56 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭 1 丁目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 36,000 円

目 次

	頁		
県議会規則		○宮崎県議会公文書開示審査会規程の一部を改正する告示	3
○宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則	1	○各会派代表者会議規程	3
県議会告示		○委員長会議規程	4
○宮崎県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示	3	○広報委員会規程	4
○全員協議会規程	3	○政策条例検討会議規程	4
		○世話人会規程	5
		○議会運営臨時会議規程	5

県議会規則

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年十月十日

宮崎県議会議長 坂 口 博 美

宮崎県議会規則第三号

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

宮崎県議会会議規則（平成十年宮崎県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第十五章 議員の派遣（第百二十条）」を「第十五章
第十六章 補則（第百二十一条）」を第十六章
第十七章

協議又は調整を行うための場（第百二十条）
議員の派遣（第百二十一条）に改める。
補則（第百二十二条）

第十六章中第百二十一条を第百二十二条とし、同章を第十七章とする。

第百二十条第一項中「第百条第十二項」を「第百条第十三項」に改め、第十五章中同条を第百二十一条とし、同章を第十六章とする。

第十四章の次に次の一章を加える。

第十五章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第百二十条 法第百条第十二項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。
附則の次に次の別表を加える。

別表（第120条関係）

名 称	目 的	構 成 員	招集権者
全員協議会	県政の重要課題、議会の運営の基本的事項等に関する協議又は調整を行うこと。	全議員	議長
各会派代表者会議	県政の課題、議会の運営等に関する協議又は調整を行うこと。	議長、副議長及び各会派から選出された議員	議長
委員長会議	委員会の運営等に関する協議又は調整を行うこと。	議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び特別委員会委員長	議長
広報委員会	議会の広報の基本的事項に関する協議又は調整を行うこと。	副議長及び議会運営委員会を構成する会派から選出された議員	委員長
政策条例検討会議	議員が提案する条例に関する協議又は調整を行うこと。	議長、副議長及び議会運営委員会を構成する会派から選出された議員	議長
宮崎県議会公文書開示審査会	宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号。以下「条例」という。）の規定に基づく議会の保有する情報の公開に関する協議又は調整を行うこと。	条例第21条第2項の規定により指名された議員	会長
世話人会	一般選挙後、当該選挙による議員任期開始までの間において、議会の運営等に関する協議又は調整を行うこと。	議長、副議長、議長経験のある議員及び各会派から選出された議員	議長
議会運営臨時会議	一般選挙による議員任期開始から議会運営委員会が組織されるまでの間において、議会の運営等に関する協議又は調整を行うこと。	議長、副議長及び各会派代表者会議において選出された議員	議長

備考 招集権者が議長である場合において、議長及び副議長が選出されていないときは、事務局長が招集権者の職務を行う。

宮 崎 県
この要旨は、右の口から施にする。

県 議 会 告 示

宮崎県議会議事事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成二十年十月十日

宮崎県議会議長 坂 口 博 美

宮崎県議会議事事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示

宮崎県議会議事事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示

宮崎県議会議事事務局の組織等に関する規程(昭和二十五年宮崎県議会議事事務局規程第一号)の一部を次のように改正する。

第四条の表総務課の項第八号中「報酬」を「議員報酬」に改め、同項中第二十五号を第二十六号とし、第十一号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 政治倫理審査委員会に関すること

第四条の表議事課の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

全員協議会規程をここに公表する。

平成二十年十月十日

宮崎県議会議長 坂 口 博 美

宮崎県議会議事事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示

全員協議会規程

宮崎県議会全員協議会規程(昭和三十二年宮崎県議会議事第二号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規程は、宮崎県議会議事規則(平成十年宮崎県議会議事規則第一号)第二百二十条第四項の規定に基づき、全員協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(座長)

第一条 全員協議会に座長を置き、副議長をもってこれに充てる。ただし、副議長が選出されていないときは、議長経験のある議員のうち年長の議員が座長の職務を行う。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する議員が、その職務を代理する。

(会議)

第二条 議長が必要と認めたとき、又は議会運営委員会において要求があったときは、議長は、全員協議会の会議を招集する。

2 全員協議会は、各会派を含み、かつ、おおむね議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 全員協議会の会議を開くときは、議長は、あらかじめ事件及び日時等を記載した議事日程を作成しなければならない。

4 全員協議会の会議は、座長又は議員の発議により、出席議員の半数以上の同意があるときは、公開しないことができる。

(説明のための出席要求)

第四条 全員協議会の会議に説明のため議員以外の者を出席させようとするときは、座長を経て本人にこれを求めなければならない。

2 前項の規定による出席者が議題について自ら意見を述べようとするときは、座長に申し出なければならない。

(発言者の割当て)

第五条 座長は、全員協議会の会議における発言者の人数をあらかじめ定めて、これを各会派に割り当てることのできる。

(問題の決定)

第六条 全員協議会における問題の決定は、すべて出席議員の全員の同意を得なければならない。

(出席者等に対する質問)

第七条 議員は、発言者及び第四条第一項の規定による出席者に対して質問することができる。

(議事日程の追加)

第八条 議事日程への他の事件の追加を求める発言があったときは、座長は、討論を用いないで表決をとらなければならない。

(会議録)

第九条 座長は、事務局長をして会議録を作成させなければならない。

2 会議録の記載事項は、宮崎県議会議事規則の例による。

(庶務)

第十条 全員協議会の庶務は、議事事務局議事課において処理する。

(委任)

第十一条 この規程に定めるもののほか、全員協議会の運営に関し必要な事項は、座長が全員協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県議会公文書開示審査会規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成二十年十月十日

宮崎県議会議長 坂 口 博 美

宮崎県議会議事事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示

宮崎県議会公文書開示審査会規程の一部を改正する告示

宮崎県議会公文書開示審査会規程(平成十五年宮崎県議会議事第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条」の下に「及び宮崎県議会議事規則(平成十年宮崎県議会議事規則第一号)第二百二十条第四項」を加える。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

各会派代表者会議規程をここに公表する。

平成二十年十月十日

宮崎県議会議長 坂 口 博 美

宮崎県議会議事事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示

各会派代表者会議規程

(趣旨)

第一条 この規程は、宮崎県議会議事規則(平成十年宮崎県議会議事規則第一号)第二百二十条第四項の規定に基づき、各会派代表者会議(以下「代表者会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(座長)

第二条 代表者会議に座長を置き、副議長をもってこれに充てる。ただし、副議長が選出されていないときは、議長経験のある議員のうち年長の議員が座長の職務を行う。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第三条 代表者会議の会議は、必要に応じて議長が招集する。

2 代表者会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会派から選出された委員がやむを得ない理由により出席できない場合は、当該委員の属する会派の議員の中から代理者を出席させることができる。

4 代表者会議の会議は、その決定で非公開とすることができる。

(庶務)

第四条 代表者会議の庶務は、議会議務局議事課において処理する。

(委任)

第五条 この規程に定めるもののほか、代表者会議の運営に関し必要な事項は、座長が代表者会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

委員長会議規程をここに公表する。

平成二十年十月十日

宮崎県議会議長 坂口博美

宮崎県議会告示第十号

委員長会議規程

(趣旨)

第一条 この規程は、宮崎県議会会議規則(平成十年宮崎県議会規則第一号)第百二十条第四項の規定に基づき、委員長会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(座長)

第二条 委員長会議に座長を置き、副議長をもってこれに充てる。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第三条 委員長会議の会議は、議長が招集する。

2 委員長会議は、原則として委員長全員が出席して会議を開くものとする。

3 委員長がやむを得ない理由により出席できない場合は、当該委員会の副委員長を出席させることができる。

4 委員長会議の会議は、その決定で非公開とすることができる。

(決定事項の周知)

第四条 各委員長は、委員長会議において協議し、又は同意した事項については、各委員会の委員に周知しなければならない。

(庶務)

第五条 委員長会議の庶務は、議会議務局議事課において処理する。

(委任)

第六条 この規程に定めるもののほか、委員長会議の運営に関し必要な事項は、座長が委員長会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

広報委員会規程をここに公表する。

平成二十年十月十日

宮崎県議会議長 坂口博美

宮崎県議会告示第十一号

広報委員会規程

(趣旨)

第一条 この規程は、宮崎県議会会議規則(平成十年宮崎県議会規則第一号)第百二十条第四項の規定に基づき、広報委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

則第一号)第百二十条第四項の規定に基づき、広報委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第一条 委員会に委員長を置き、副議長をもってこれに充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第二条 委員長は、委員会の会議を招集し、これを主宰する。

2 委員がやむを得ない理由により出席できない場合は、当該委員の属する会派の議員の中から代理者を出席させることができる。

3 委員会の会議は、その決定で非公開とすることができる。

(協議事項)

第四条 委員会は、議会の活動状況等の情報を広く県民に提供するため、議会の広報に関する次の事項について協議する。

一 議会の広報の基本的な方針に関すること。

二 議会の広報の年間計画に関すること。

三 その他議会の広報の実施に関すること。

(議員の委員会への出席)

第五条 議員は、委員会の会議に出席して、発言することができる。

(庶務)

第六条 委員会の庶務は、議会議務局政策調査課において処理する。

(委任)

第七条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

政策条例検討会議規程をここに公表する。

平成二十年十月十日

宮崎県議会議長 坂口博美

宮崎県議会告示第十二号

政策条例検討会議規程

(趣旨)

第一条 この規程は、宮崎県議会会議規則(平成十年宮崎県議会規則第一号)第百二十条第四項の規定に基づき、政策条例検討会議(以下「検討会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第一条 検討会議に会長を置き、副議長をもってこれに充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第二条 議長は、議員が審議すべき事項を示して請求したときは、検討会議の会議を招集するものとする。

2 検討会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 検討会議の会議は、その決定で非公開とすることができる。

(説明のための出席要求)

第四条 検討会議は、審議事項に関する説明のため、当該審議事項に関係する議員の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第五条 検討会議は、条例の立案に関する専門の事項を調査させるため、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループに属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 ワーキンググループに座長を置き、ワーキンググループに属する委員のうちから会長がこれを定める。
- 4 座長は、ワーキンググループの事務を掌理する。

(庶 務)

第六条 検討会議の庶務は、議会議務局政策調査課において処理する。

(委 任)

第七条 この規程に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

世話人会規程をここに公表する。

平成二十年十月十日

宮崎県議会議長 坂 口 博 美

宮崎県議会告示第十三号

世話人会規程

(趣 旨)

第一条 この規程は、宮崎県議会議規則(平成十年宮崎県議会議規則第一号)第二百十條第四項の規定に基づき、世話人会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(座 長)

第二条 世話人に座長を置き、議長をもってこれに充てる。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第三条 世話会の会議は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 世話会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会派から選出された委員がやむを得ない理由により出席できない場合は、当該委員の属する会派の議員の中から代理者を出席させることができる。
- 4 世話会の会議は、その決定で非公開とすることができる。

(庶 務)

第四条 世話会の庶務は、議会議務局議事課において処理する。

(委 任)

第五条 この規程に定めるもののほか、世話会の運営に関し必要な事項は、座長が世話人に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

議会運営臨時会議規程をここに公表する。

平成二十年十月十日

宮崎県議会議長 坂 口 博 美

宮崎県議会告示第十四号

議会運営臨時会議規程

(趣 旨)

第一条 この規程は、宮崎県議会議規則(平成十年宮崎県議会議規則第一号)第二百十條第四項の規定に基づき、議会運営臨時会議(以下「臨時会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項

を定めるものとする。

(座 長)

第二条 臨時会議に座長を置き、副議長をもってこれに充てる。ただし、副議長が選出されていないときは、議長経験のある議員のうち年長の議員が座長の職務を行う。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第三条 臨時会議の会議は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 臨時会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 各会派代表者会議において選出された委員がやむを得ない理由により出席できない場合は、当該委員の属する会派の議員の中から代理者を出席させることができる。
- 4 臨時会議の会議は、その決定で非公開とすることができる。

(庶 務)

第四条 臨時会議の庶務は、議会議務局議事課において処理する。

(委 任)

第五条 この規程に定めるもののほか、臨時会議の運営に関し必要な事項は、座長が臨時会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。